

平成26年度の財政状況を公表します

市では皆さんが納めた税金などが、どのように市の運営に使われているか
 知っていただくため、年2回財政状況を公表しています。今回は平成26年度
 予算の3月31日までの執行状況をお知らせします。なお、5月31日までの出
 納整理期間があるため、決算額とは異なります（病院事業会計を除く）。

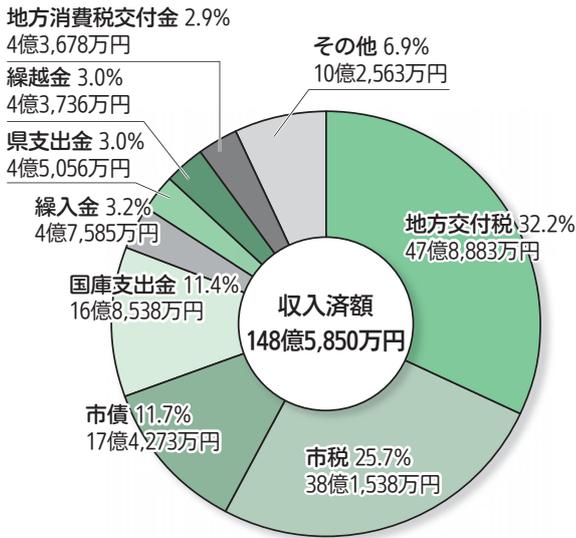


一般会計

一般会計とは、福祉や教育、建設など基本的な行政サービス運営の経費を賄う会計です。

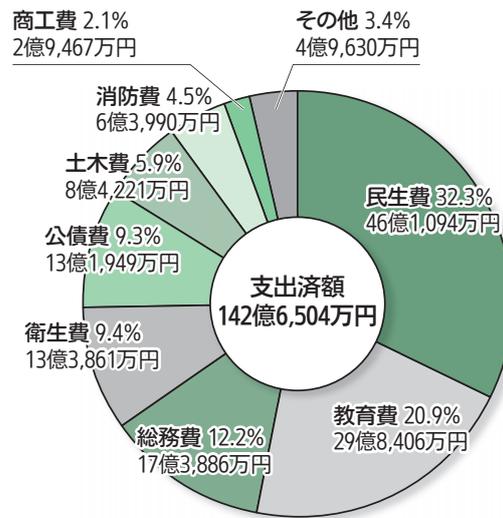
歳入

一般会計年度に市に入ってくるお金です。
 予算現額 175億9,328万円
 収入済額 148億5,850万円（収入割合 84.5%）



歳出

一般会計年度に市が支払うお金です。
 予算現額 175億9,328万円
 支出済額 142億6,504万円（支出割合 81.1%）



特別会計

特別会計とは、特定の収入がある事業を行う場合に、一般会計とは分けて管理を行う会計のことでです。

区分	歳入	予算現額	執行済額（執行率）
国民健康保険特別会計	歳入	61億1,838万円	54億7,620万円（89.5%）
	歳出		54億5,019万円（89.1%）
後期高齢者医療特別会計	歳入	3億6,655万円	3億5,860万円（97.8%）
	歳出		3億1,603万円（86.2%）
介護保険特別会計	歳入	30億7,629万円	29億9,592万円（97.4%）
	歳出		27億5,457万円（89.5%）

病院事業会計

病院事業会計とは、匝瑳市民病院の会計で、市民病院が企業として独立して会計を行っています。

区分	収入	予算現額	執行済額（執行率）
収益的 〔医療活動で発生する収入と支出〕	収入	28億6,435万円	25億1,809万円（87.9%）
	支出		29億4,858万円 27億5,910万円（93.6%）
資本的 〔施設整備などに係る収入と支出〕	収入	1億1,387万円	1億2,134万円（106.6%）
	支出		1億4,549万円 1億4,286万円（98.2%）

資産の状況

市が保有する積立金、財産および債務です。



基金

特定の目的のために行う積立金（市の貯金）です。

《主な基金》

財政調整基金	27億 316万円
国民健康保険財政調整基金	6億5,792万円
社会福祉振興基金	4億6,395万円
ふるさと振興基金	3億9,900万円
減債基金	1億5,455万円
育英資金貸付基金	1億8,491万円
介護給付費準備基金	1億 796万円
地域振興基金	13億1,862万円
東日本大震災復興基金など	9,766万円



市有財産

市所有の土地や建物など（公共施設・市有地）です。

土地…1,224,109㎡ 建物…134,951㎡
《市有財産の内訳》 単位：㎡

区分	土地	建物	
行政財産	市庁舎など	32,860	8,743
	学校・住宅・公園など	738,048	118,822
	その他	200	
	普通財産	宅地・山林など	453,001



公債残高

借入金などの債務（市の借金）の残額です。

公債残高合計…157億2,793万円

《主な公債》

普通債	総務	14億2,841万円
	衛生	4億1,023万円
	農林水産業	2億6,997万円
	土木	24億7,462万円
	教育	40億 108万円
その他	市民税等減税補填債	2億3,688万円
	臨時財政対策債	66億9,884万円

※このページに関する問い合わせは財政課財政班 ☎73-0085へ



平成27年度の市・県民税の改正

住宅ローン控除などが変わります

平成27年度の市・県民税の納税通知書を6月中旬に送付します。主な改正点などについてお知らせします

主な改正点

◆住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

適用期限の延長：住宅借入金等特別税額控除が受けられる居住年の対象期限が、平成31年6月30日まで延長されます。控除額の拡充：消費税率の引き上げに伴う特例的な措置として、平成26年4月から31年6月末日までの間に居住を開始した場合の住宅借入金等特別税額控除限度額が、9万7500円から13万6500円に拡充されます(Ⅱ下表)。

◆株式等の譲渡所得等および配当所得の軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に対する軽減税率(所得税7%、市・県民税3%の計10%)の特例措置は、平成25年12月31日で廃止されました。

平成26年1月1日以後は、本則税率(所得税15%、市・県民税5%の計20%)が適用されています。

◆市・県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

居住開始年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～同年3月31日	平成26年4月1日～平成31年6月30日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)		所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
内訳	市民税 58,500円	県民税 39,000円	市民税 81,900円 県民税 54,600円

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、控除しきれなかった額を上記表の控除限度額範囲内で市・県民税から控除するものです。
※平成26年4月から31年6月までの控除限度額は、消費税率が8%または10%である場合です。

※所得税においては、平成25年分から2・1%の復興特別所得税が創設され、平成25年から49年までの各年分の確定申告の際には、基準所得税に

2・1%の税率を乗じて計算した額を上乗せして申告・納付することになっています。

市・県民税が課税されない人

次の場合、市・県民税が課税されません。

◆均等割も所得割も課税されない人

①生活保護法により生活扶助を受けている人

②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、平成26年中の所得が125万円以下の人

◆均等割が課税されない人

平成26年中の所得が左記の算式で計算した金額以下の人
28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)

および扶養親族の数+1)
+16万8千円

※控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は28万円

◆所得割が課税されない人

平成26年中の所得が左記の算式で計算した金額以下の人
35万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)

および扶養親族の数+1)
+32万円

※控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 税務課市民税班

☎ 73・0087

税金は暮らしを支える財源です!

皆さんに納めていただく税金は、福祉・教育・生活環境の整備など、本市の事業を進める上で大切な財源です。所得や財産があるにもかかわらず、督促・催告に応じてもらえない滞納者に対して滞納解消の取り組みを強化します。

◆財産の差押

差し押さえを行うことができる財産は、預貯金や自動車、土地などがあります。確定申告をしたことで発生する還付金も差し押さえの対象になり、差し押さえは本人の承諾は必要ありません。

平成26年度は、合計128件の差し押さえを行いました(=右表)。また、不動産公売を実施し、合計4件で売却総額は809,000円でした。

◆まずは相談してください

災害や病気、失業などのやむを得ない事情で納期限内の納付が困難な場合は早めに市役所税務課まで相談ください。

《通常時間外の納税相談窓口》

日曜相談窓口…毎週日曜日9時～12時

夜間相談窓口…毎月25日17時30分～20時

※25日が土日・祝日の場合は、次の平日に行います。

問 税務課納税推進室収税班 ☎ 73-0087

《財産の差し押さえまでの流れ》

〔納税通知書の発送〕

〔督促・催告〕

○納付期限後、督促状を発送。
○さらに、納付がない場合、電話などで催告を実施。

〔財産調査〕

○勤務先や金融機関などへの財産調査を実施。
※本人の承諾は必要ありません。

〔財産の差押〕

○催促にも応じず連絡もない場合、財産の差し押さえを実施。
※市税を分割納付している人でも、調査後に発見された財産によっては対象になることがあります。

〔換価処分〕

○差し押さえた財産を、債権取立・不動産公売により市税などへ充当。

◆平成26年度 財産の差し押さえ状況

	預貯金	生命保険	給与	不動産	その他	合計
差押件数	33	32	12	23	28	128